

自動積立 夢計画 規定

1. (預金の預入れ等)

(1) この預金の預入れは、1回あたり5,000円以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。

満期日指定型の場合は、通帳記載の満期日前日まで預入れることができます。

(2) この預金は、口座振替のほか現金により、当店の窓口でも預入れることができます。この場合は必ずこの通帳を持参してください。

(3) 現金自動預入支払機(以下ATMという)による預入れにおいて、1回あたりの預入れ金額はそのATMに表示された範囲内とし、ATMが現金を確認したうえで受入れの手続をします。

2. (口座振替による預入れ)

(1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は、口座振替特約書に記載のとおりとします。ただし、積立金引落口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。

(2) 積立金引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ当店に届出てください。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (期間、継続の方法等)

(1) 預入れ(7.(3)に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。)のつど、別々の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。

(2) 満期日指定型の場合は、預入日から満期日までの期間において預入れ(7.(3)に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。)のつど別々の定期預金とします。

① 預入日(または継続日)から通帳記載の満期日までの期間が3年以上の場合……3年後の応答日を最長預入期限日とする期日指定定期預金

② 預入日(または継続日)から通帳記載の満期日までの期間が1年以上3年未満の場合……通帳記載の満期日を満期とする期日指定定期預金

③ 預入日(または継続日)から通帳記載の満期日までの期間が1年未満の場合……通帳記載の満期日を満期とする指定満期日型の定期預金(ただし、1か月、3か月、6か月丁度の場合は、1か月定期預金、3か月定期預金、6か月定期預金とします。)

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)の前日までにその旨を申出てください。

5. (預金の支払時期)

(1) この預金は、次項以下に定める満期日以後に支払います。

(2) 満期日は、預入日から1年後の応当日(据置期間満了日)以後最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対して1か月前までに通知を必要とします。なお、1口の預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金

額で指定してください。

- (3) 1口の預金の一部について支払があった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱いをします。
- (4) 第2項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項により定められた満期日から解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に継続の取扱いをします。
- (6) 満期日指定型の場合は、通帳記載の満期日以後に支払います。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(または継続日)現在における預入期間に応じた利率によって計算します。

① 期日指定定期預金

預入日(または継続日)から満期日の前日までの期間について次の利率によって1年複利の方法により計算します。

- ア. 1年以上2年未満……当組合所定の「2年未満」の利率
- イ. 2年以上……当組合所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

② 期日指定定期預金以外

預入日(または継続日)から満期日の前日までの期間について約定の利率によって計算し満期日に支払います。

- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は、元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)により計算し、この預金とともに支払います。

① 期日指定定期預金

- | | |
|----------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ウ. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| エ. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| オ. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| カ. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

② 期日指定定期預金以外

- | | |
|--------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |

- (5) この預金の付利単位は1円とします。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (3) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元利金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。解約元利金が払戻請求金額を上回るときは、差額をこの預金に預入れるものとします。
- (4) 解約する順序は、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数の多いものからとします。なお、満期日の到来していないものを解約する場合は、この日数の少ないものからとします。

8. (満期日指定型の満期日の変更)

満期日の繰下げおよび解除の場合は、変更前満期日の1年3か月前応答日前日までに、当組合所定の書面により当店に申し出てください。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合は、当組合所定の手数料をいただくことがあります。
- (4) 預金口座の開設の際には、当組合は、法令で定める本人特定事項等の確認を行っています。

この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって届出てください。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当組合の承諾なしに譲渡、質入れはできません。なお、当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合の所定の書式により行います。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金規定により取り扱います。

以上